

社会福祉法人河内厚生会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年12月1日 ～ 2028年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業取得率を男女ともに100%を目指す。

<対策>

- 2025年12月～2024年度の育児休業の取得状況について実態を把握。
- 2025年12月～問題点の検討、職場における休業者の業務力バー体制の検討。

目標2：計画期間内に、職員の有給休暇の取得率60%以上を目指す。

<対策>

- 2025年12月～2024年度の有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 2025年12月～各施設の管理者が、取得率が低い職員に対して個別に取得を促す。
- 2025年12月～各施設の業務改善及び効率化により、目標達成に向けた有給休暇取得予定表の掲示や取得状況のとりまとめなどによる取得促進を図る。